

大町市八坂ふるさと体験館指定管理者募集要項

大町市では、大町市八坂ふるさと体験館の管理運営業務について、地方自治法第244条の2第3項及び大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、当該施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 募集の概要

（1）指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

※指定の期間は、市議会の議決を経て正式に決定します。

※指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。（地方自治法第244条の2第11項）

（2）施設の概要

・名 称 大町市八坂ふるさと体験館（以下「体験館」という。）

・所在地 大町市八坂1135番地

＊詳細は、「大町市八坂ふるさと体験館指定管理者業務仕様書」（以下「指定管理者業務仕様書」という。）に記載してあります。

（3）設置目的

体験館は、住民等がそば打ち、灰焼きおやき及び陶芸等の地区固有の伝統文化の継承及び発展のため、「ふるさと体験事業」を実施する施設としての貸館的機能と指定管理者が自主的に主催する各種体験事業や地域の産業振興に資する事業を実施することを目的として設置された施設です。

現在の運営は、指定管理者が利用者の要望に応じて、そば打ち、灰焼きおやき及び陶芸等の体験実習を実施するほか、地域のイベントへの協力などを行っています。また、地域内住民が陶芸の自主的な活動を展開しています。民間事業者等の経営努力や創意工夫により、利用者数の一層の増進を図り、より効果的な運営が期待できる施設です。

2 施設の管理運営に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。

詳しくは「指定管理者業務仕様書」を参照してください。

（1）指定管理者が行う業務の範囲

ア 体験館の利用の許可に関する業務

イ 体験館の利用料金に関する業務

ウ 体験館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ その他付帯する業務

(2) 利用料金

ア 利用料金制

本施設では、条例第9条1項の規定に基づき利用料金制を採用し利用料金は指定管理者の収入となります。

イ 利用料金の設定

利用料金の額は、条例第9条2項に定める範囲内で市長の承認を得て指定管理者が定めます。

(3) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、事業計画書など揭示のあった金額を参考に、予算編成過程や予算の議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定します。なお、決算により損失が生じた場合であっても、市は増額等による補填は行いません。指定管理料の算定にあたっては、施設所管課において当該施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の運営基準、職員配置、過去の実績等を十分精査した上で見積もったものをベースに算定します。

ア 指定管理料の支払い

予算の範囲内で、別途年度ごとに締結する協定の中で、金額、支払時期、方法等を定め支払います。

3 申請者の資格

(1) 当施設の指定管理者を申請できることができる法人及び団体の代表者の資格は次のとおりとします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 国及び地方自治体からの指名停止期間中でないこと。

ウ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、市県民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体に該当しないこと。

(2) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいないこと。

(3) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる者とする。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

4 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類

を市長に提出してください。

- (1) 指定申請書 様式第1号（大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する
条例施行規則（以下「規則」という。）第2条関係）
- (2) 体験館の事業計画書 様式第2号（規則第2条関係）
- (3) 体験館の指定管理期間における収支予算書 様式第3号（規則第2条関係）
なお、様式2号及び様式第3号の要件を満たす独自の事業計画及び収支予算書
を作成し提出しても差し支えありません。
- (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (5) 法人の経営状況を示す書類（（3）以外は直近2事業年度分）
 - ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類（法人以外の団体にあつて
は、団体の収支決算書）
 - イ 財産目録、事業報告書
 - ウ 当該事業年度の法人の事業計画書、収支予算書
- (6) 納税証明書（直近2事業年度分）
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税
通則法施行規則別紙9号書式その3の3）
 - イ 団体等所在地の県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書
 - ウ 団体等所在地の市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）に係る納税証
明書 ※納税義務がない場合は申立書
- (7) 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局又は労働保険事務組合
発行の労働保険料の領収書の写し（直近の年度分）
- (8) 健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所等発行の保険料納
入告知額・領収済通知書の写し（直近3ヶ月）
※加入の必要がなく、（7）、（8）のいずれかの領収書の写し等が提出できない場合
は申立書
- (9) 同種の施設の指定管理を行っている場合には、その内容がわかる資料

5 募集期間等

- (1) 募集要項等の配布場所
大町市八坂支所産業建設係
〒399-7301 大町市八坂 1108-1
電話：0261-26-2001 F A X：0261-26-2554
Eメール：yasaka-sangyou@city.omachi.nagano.jp
- (2) 配布期間
令和7年8月13日（水）から令和7年9月10日（水）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで）

※募集要項については、大町市のホームページからダウンロードできます。

(3) 申請書の提出先及び提出期限

- ・ 申込書の受付期間 令和7年9月5日（金）から令和7年9月10日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 提出先 募集要項配布場所と同じです。
- ・ 提出部数 正本1部、副本11部の計12部を提出してください。
- ・ 留意事項 提出期限以後の変更及び追加は認めません。
申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

6 指定管理者募集説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務等について説明会を開催します。

- (1) 日 時 令和7年8月29日（金）10時00分
- (2) 場 所 大町市八坂ふるさと体験館
- (3) 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、令和7年8月28日（木）までに大町市八坂支所産業建設係に提出してください。

※参加人数については、1団体につき2名までとします。

7 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年8月18日（月）から令和7年9月1日（月）まで

受付方法：質問書に記入のうえ、Eメールに添付又はFAXにて送信してください。

回答方法：令和7年9月4日（木）から市のホームページで公表します。

8 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。

指定管理者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）を設置し、選定審査会が指定管理者の候補者を選定します。

(2) 応募者の審査

施設所管課等において書類審査を行い、その結果を選定審査会へ報告します。

選定審査会においては、申請者による申請の動機や事業計画書の説明並びに必要なに応じてプレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

(4) 協定の締結

大町市と指定管理候補者は細目について協議を行い、仮協定を締結します。また、指定議案及び予算の議決後、正式な協定とみなされます。

9 選定の基準等

(1) 選定基準

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によります。

ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

大町市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に規定する申請書類等に基づき審査を行います。

ア 管理運営を行うにあたっての経営方針

イ 安全・安心面からの管理の具体策など特徴的な取組について

ウ 施設の管理について（従業員の配置、従業員の研修計画、経理の方法）

エ 施設の運営について（年間の自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処法）

オ 施設の有効活用について（施設の活用方策と地域に密着したサービスの充実）

カ 個人情報の保護の措置について

キ 緊急時対策について（防犯、防災の対応）

ク 団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）

ケ その他

10 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

選定審査会委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

(2) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、大町市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

11 法令等の遵守

(1) 施設の管理業務を行うにあたり、次に例示する法令等その他体験館の管理を行ううえで必要な法令等を遵守してください。

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険徴収法ほかその他雇用に関する労働保険関係法規
- ・ 健康保険法、厚生年金保険法その他社会保険関係法規
- ・ 大町市個人情報保護条例及び同施行規則
- ・ 大町市八坂ふるさと体験館設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 消防法及び同施行細則
- ・ 食品衛生法及び食品衛生関係法規
- ・ その他関係法令

大町市八坂支所産業建設係 宛
(Fax:0261-26-2554)
(e-mail: yasaka-sangyou@city.omachi.nagano.jp)

大町市八坂ふるさと体験館

指定管理者募集説明会出席申込書

(申込期限：令和7年8月28日（木）17：15 まで)

年 月 日

法人名等：_____

所 在 地：_____

参加者の所属と氏名：_____

担当者名：_____

担当者連絡先：

大町市八坂支所産業建設係 宛
(Fax:0261-26-2554)
(E-mail: yasaka-sangyou@city.omachi.nagano.jp)

大町市八坂ふるさと体験館

指定管理者募集要項の内容等に関する質問票

(受付期間：令和7年8月18日（月）～令和7年9月1日（月）17:15 まで)

年 月 日

法人名等：_____

所在地：_____

代表者名：_____

担当者名：_____

担当者連絡先：_____

【質問事項】

様式第 1 号（第 2 条関係）

大町市公の施設の指定管理者の指定申請書

年 月 日

大町市長 牛越 徹 様

申 請 者

団体等名

代表者名

印

住 所

連 絡 先

大町市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

公の施設の名称	大町市八坂ふるさと体験館
---------	--------------

添付書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）
- 2 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本の写し、その他の団体にあっては規約その他これに類する書類
- 3 申請団体の前事業年度の業務内容及び経営状況を説明する書類
- 4 その他市長等が必要と認める書類

様式第2号（第2条関係）

大町市公の施設事業計画書					
申請年月日 年 月 日					
施設名： 大町市八坂ふるさと体験館					
団体等名					
代表者名		設立年月日	年 月 日		
団体等所在地					
電話番号		F A X 番号			
E-mail					
現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	予定する運営期間		
			開始	年 月	
			終了	年 月	
			開始	年 月	
			終了	年 月	
			開始	年 月	
			終了	年 月	
事業計画（別紙可）					
【管理運営を行うにあたっての経営方針】					
【安全・安心面からの管理運営の具体策など特長的な取組】					
【施設の管理について】					
1 従業員の配置（連絡体制のわかる組織図を含む）					
2 従業員の研修計画					
3 経理の方法					

【施設の運営について】

1 年間の自主事業計画（個別の内容は別紙に記入のこと）

2 サービスを向上するための取り組み

3 利用者等の要望の把握及び対応計画

4 施設利用（貸出）に関する具体的な計画

5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

1 防犯、防災の対応

2 その他緊急時の対応

【団体等の理念について】

1 団体等の経営方針等

2 当施設の管理運営を希望する理由

3 その他

【その他】 特記すべき事項があれば記入してください

自主事業計画書

[illegible]

様式第3号（第2条関係）

大町市公の施設収支予算書			
申請年月日 年 月 日			
施設名： 大町市八坂ふるさと体験館			
団体等名			
収支予算書（別紙可）			
○ 年度の収支（単年度の収支を記入してください） （単位：千円）			
【収入】			
項 目	内 容	金 額	備 考
収入合計（A）			
【支出】			
項 目	内 容	金 額	備 考
支出合計（B）			
【収支】 差引収支額（A）－（B）			
○指定期間中の収支			
【指定期間】 _____年	収入総計（C）		
	支出総計（D）		
	期間中差引収支（C）－（D）		
○特記事項			